別記様式第１号

行政文書開示請求書

令和　　年　　月　　日

科学警察研究所長　殿

（ふりがな）
氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）
〒

（ふりがな）
連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
TEL　（　　）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

１　請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

２　求める開示の実施の方法（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞　①　閲覧　②　写しの交付　③　その他（　　）
＜実施の希望日＞
イ　写しの送付を希望する。

開示請求手数料 （1件300円）	ここに収入印紙をはってください。

＊この欄は記入しないでください。

担当課	
備　考	

【記載に当たっての注意事項】

１　「氏名又は名称」「住所又は居所」

開示請求を個人でする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体でする場合は、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

２　「連絡先電話番号」

開示請求された行政文書についての照会を行う場合等に必要となりますので、できる限り記入してください。

３　「請求する行政文書の名称等」

開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

なお、記載された内容に基づき職員が該当する行政文書を検索することになりますが、請求される行政文書の特定が困難な場合等には、照会をさせていただくことがあります。

４　「求める開示の実施の方法等」

請求される行政文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

【開示請求手数料の納付について】

・　開示請求を行う場合には、１件の行政文書について300円を納付していただくこととなっています。

・　情報公開窓口において又は郵送により開示請求をされる場合は、300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って、提出してください。

科学警察研究所情報公開事務取扱要綱

第１　目的

この要綱は、科学警察研究所長（以下「所長」という。）に対する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「政令」という。）に基づく開示請求の処理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　用語の定義

１　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　情報公開窓口　科学警察研究所における情報公開に関する相談及び案内並びに行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の受付を行うための窓口をいう。

(2)　課　課等部、所、課及び室をいう。

(3)　主管課等　開示請求に係る行政文書を保有している課等をいう。ただし開示請求に係る行政文書を保有していない場合及び開示請求に係る行政文書を複数の課等において保有している場合にあっては、開示請求に係る行政文書に記録されている情報に係る事務を主管する課等をいう。

(4)　開示決定　法第９条第１項に基づく開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。

(5)　不開示決定　法第９条第２項に基づく開示請求に係る行政文書の全部を開示しない(法第８条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。) 旨の決定をいう。

２　１に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

第３　体制等

１　情報公開窓口の場所

総務部総務課（以下「総務課」という。）情報公開室（以下単に「情報公開室」という。）に、情報公開窓口を置く。

２　情報公開窓口の開設時間

情報公開窓口の開設時間は、午前９時30分から午後０時00分まで及び午後１

時00分から午後５時00分までとする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）。

３　各課等の事務内容

(1)　総務課が行う事務

ア　情報公開についての相談及び案内に関すること。

イ　開示請求書の受付に関すること。

ウ　情報公開に関する事務についての連絡調整に関すること。

エ　開示請求に係る行政文書の開示の実施に関すること。

オ　手数料に関すること。

カ　審査請求に係る決裁等に関すること。

キ　その他情報公開に関する事務の総括に関すること。

(2)　主管課等が行う事務

ア　開示請求に係る行政文書の検索及び特定に関すること（情報公開窓口での開示請求時における立会いを含む。）。

イ　事案の移送、第三者からの意見聴取及び開示決定等（開示決定又は不開示決定をいう。以下同じ。）の期限の延長等に関すること。

ウ　開示請求に係る行政文書の開示決定等に関すること。

エ　開示請求に係る行政文書の開示の実施の準備及び立会い等に関すること。

エ　審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問等に関すること。

４　担当者の指定等

(1)　各課等における情報公開事務を担当させるため、各課等に課等の長の指名する情報公開事務担当者を置く。

(2)　各課等の長は、情報公開事務担当者を指名したときは、その者の官職及び氏名を総務課長に通知するものとする。

第４　相談及び案内

開示請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような情報が知りたいのかを確認し、開示請求の手続を説明する。その際、開示請求によらずに情報提供ができる場合又は法第２条第２項各号（行政文書に当たらない場合）、法第15条（他の法令により開示することとされている場合）若しくは訴訟に関する書類（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の２第１項）等法の適用が除外されている文書に該当する場合は、その旨を教示する（第５の１(3)ア参照）。

この場合において、再度の相談や事後の開示請求に備え、必要に応じて、応接記録を作成する。

また、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号、以下「個人情報保護法」という。）に基づく開示請求を行うことができる旨を説明する。

第５　開示請求書の受付等

１　開示請求書の受付

(1)　開示請求書の様式

開示請求書の様式は別記様式第１号のとおりとする。ただし、この様式によらないものであっても、法第４条第１項各号に掲げる必要的記載事項が記載されていれば、有効な開示請求書として受け付ける。

(2)　開示請求書の確認事項

開示請求書を受け付ける際の主要な確認事項は次のとおりである。

ア　法の対象文書である「行政文書」に係る開示請求であるかどうか。

イ　宛先が正しいかどうか。

ウ　求める行政文書の特定が十分であるかどうか。

エ　他の法令の規定により同一の方法で開示することとされていないかどうか。

オ　その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

カ　定められた開示請求手数料（開示請求１件につき300円）が納められているかどうか（納付方法については、(3)カ参照）。

(3)　確認に当たっての留意事項

ア　求める文書が行政文書に該当しない場合等の処理

求める文書が次の場合には、その旨を教示するなど、適切な情報提供に努める。

(ｱ)　行政文書に該当しない場合（法第２条第２項各号の文書その他同項の定義に合致しない文書)、

(ｲ)　開示請求の対象外となっている場合（刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の２の訴訟に関する書類及び押収物に関する文書）

(ｳ)　求める文書を保有していない場合

(ｴ)　求める文書が開示請求をするまでもなく閲覧等が可能なものである場合（文書閲覧目録に登載されている行政文書、他の法令に基づき一般の閲覧等に供することとされている行政文書)

イ　宛先間違いの場合の処理

宛先間違いについては、次に示す処理を行うこととする。

(ｱ)　委員長、長官又は他の附属機関若しくは地方機関の長以外の行政機関の長に開示請求すべきものであることが明確である場合

開示請求書を開示請求者に返戻するとともに、当該他の行政機関の長を教示する。

(ｲ)　委員長、長官又は他の附属機関若しくは地方機関の長に開示請求すべきものが所長宛に行われた場合

開示請求書を開示請求者に返戻し、宛先を正しいものとするよう補正を求め、国家公安委員会、警察庁又は他の附属機関若しくは地方機関（以下これらを「当該機関」という。）の情報公開窓口の住所等を教示することとするが、補正された開示請求書について、開示請求者の依頼があれば、総務課において、当該機関の長に回送する。

なお、この場合、回送した開示請求書については、当該機関の情報公開窓口に到達したときが行政手続法（平成５年法律第88号）第７条の「申請がその事務所に到達したとき」に当たることを説明する。

ウ　行政文書の特定の可否の確認

開示請求書に記載された行政文書の名称等が、該当する行政文書を特定することができるものであるか確認する（法第４条第１項第２号）。記載があいまい、理解不能その他の理由により開示請求に係る行政文書の特定ができない場合には、開示請求者が知りたい情報又は開示請求の趣旨について開示請求者から十分聴取するとともに、必要に応じて主管課等の情報公開事務担当者等に立会いを求めるなどして開示請求者が行政文書を特定する上で有用な情報の提供に努め、可能な限り行政文書の名称そのものを開示請求書に記載させる。

エ　他の法令の規定により同一の方法で開示することとされていないかどうかの確認

開示請求に係る行政文書について、他の法令の規定による開示の制度があり、その開示の方法が法による開示の方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うこととされている（法第15条）。これに該当することが明らかである場合には、開示請求者に対して当該他の法令を教示するなどの情報提供を行うことが望ましい。

オ　開示請求者の確認等

開示請求者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所等の所在地）の記載内容に間違いがないか確認する（法第４条第１項第１号）。

なお、氏名、住所等のほか、郵便番号及び電話番号についても、以後の

通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載するよう依頼する。

また、開示請求は、法に基づく開示請求行為について弁識する能力があれば、未成年者等が行うことも可能であるほか、代理人による開示請求も可能である。この場合、代理人の連絡先が明確に記載されていれば、委任状の提出又は確認を要しない。

カ　開示請求手数料の納付の確認

開示請求書に、開示請求手数料の収入印紙が貼付されているかどうか確認する。この場合において、一の開示請求書に相互に密接な関連を有しない複数の行政文書が記載されている場合には、行政文書ごとに開示請求手数料を要することに留意する。

開示請求手数料が未納又は不足している場合は、第８の３(1)又は(2)の手続により、納付又は追納を求める。

なお、求める文書が開示請求をするまでもなく情報提供を行うことが可能である場合や、開示請求手数料が過納である場合など、開示請求書を返戻することが適当である場合には、収入印紙の消印をしないものとする。

キ　その他

(ｱ)　開示請求書を受け付ける段階で、開示請求に係る行政文書が著しく大量で処理に長期間を要することが想定されるような場合には、開示請求者に対し、事務遂行上の支障等の事情を説明し、できるだけ分割請求や抽出請求によるよう協力を要請する。

(ｲ)　電話又は口頭による開示請求及びファクシミリ又は電子メールによる開示請求は、認めない。

(ｳ)　開示請求者との応対については、必要に応じて応接記録を作成する。

(4)　開示の実施の方法等に関する事項の確認

開示請求書には、開示請求に係る行政文書について政令第５条第１項各号に掲げる事項を記載することができることから、当該事項が記載されているかどうか確認する。

(5)　開示請求書の受付

ア　開示請求書を受け付けたときは、科学警察研究所行政文書取扱規程（平成23年科学警察研究所規程第２号）第10条第１項に基づき、開示請求書に受付文書記号の印を押印して収受年月日及び収受番号を記入するとともに、情報公開開示請求等収受簿及び情報公開開示請求等管理簿に所要事項を登載する。

イ　アの手続を終えた後、開示請求者の求めにより開示決定等の期限及び開

示実施手数料等について説明する。

(6)　送付による開示請求の受付

開示請求書が送付されてきた場合は、(1)から(4)により記載事項を確認し、不備がない場合には、(5)により受付をする。この場合、当該開示請求書が情報公開室に到達した日が収受の日となる。ただし、開示請求に係る行政文書の特定が不十分である場合や当該開示請求書に不備がある場合は、２の手続きにより、開示請求者に補正を求めるものとする。

なお、宛先に間違いがある場合は、総務課において開示請求者に連絡を取り、(3)イにより処理する。この場合において、(3)イ(ｲ)に該当するときは、開示請求者の依頼があれば、正しい宛先に修正し、当該機関の長に回送する。開示請求者の依頼を受けて宛先を修正した場合は、修正に係る経緯を開示請求書の備考欄に記載するものとする。

(7)　開示請求書の主管課等への配付

開示請求書については、総務課において、担当課欄に主管課等名を記入し、これを保管するとともに、写しを主管課等に配付する。

一の開示請求書により複数の課等が保有する複数の行政文書の開示請求が行われた場合は、行政文書ごとに主管課等を定め、開示請求書の写しをそれぞれ配付する。

なお、組織、人事、教養、会計、給与等各課に共通する事務に関する行政文書（以下「共通事務文書」という。）について開示請求が行われた場合は、これらの事務を所掌する課等（以下「共通事務所掌課等」という。）にも、開示請求書の写しを配付する。この場合において、総務課長は、必要と認めるときは、共通事務所掌課等に開示決定等の取りまとめを依頼することができる。

主管課等がいずれか疑義が生じた場合は、総務課長が主管を判断するものとする。

２　開示請求書の補正

(1)　開示請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や行政文書の特定が不十分である場合には、受付時に補正を求める。送付による開示請求の場合その他受付時に補正することができない場合は、総務課又は必要に応じて主管課等において開示請求者と連絡を取り、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めるものとする。この際には、開示請求者に対して、法第22条の趣旨に沿って、補正に必要な情報の提供を積極的に行わなければならない。

なお、開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、不開示決定を行うこととなるが、行政文書の特定不十

分により不開示決定を行うという事態は、開示請求者の側における特別の事情（行政文書の特定に資する情報を提供したにもかかわらず、行政文書を特定するに足りる事項の記載がなされないとき）がある場合を除き、適当ではないことを留意しなければならない。

(2)　宛先等に軽微な不備（明らかな誤字・脱字、旧名称使用等）がある場合については、職権で補正できるものとする。

3　事案の移送

(1)　協議手続

ア　移送の協議を行うべき場合

　主管課等は、次の場合には、総務課を介して、移送に関する協議を行うものとする。また、これ以外の場合であっても、開示請求に係る行政文書について他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があると認めるときは、移送の協議をすることを妨げない。

(ｱ)　開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合

(ｲ)　開示請求に係る行政文書が他の行政機関と共同で作成されたものである場合

(ｳ)　上記のほか、開示請求に係る行政文書に記録されている情報の重要な部分が他の行政機関の事務・事業に係るものである場合

　ただし、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が、既に公にされ、又は公にする予定が明らかであると認められるときを除く。

イ　移送の協議の窓口

　他の行政機関との移送の協議の窓口は、総務課とする。

ウ　移送する単位

　移送は、原則として、行政文書を単位として行う。

エ　移送の協議の期間

　移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則一週間以内に終了するものとする。

(2)　他の行政機関の長に対する移送

　協議の結果、他の行政機関の長に対し、事案を移送するときは、主管課等は、「開示請求に係る事案の移送について」（別記様式第２号）を作成し、これに必要な資料等を添えて、総務課に提出するものとし、総務課において移送先の行政機関の長へ送付する。

　なお、複数の他の行政機関の長に移送する場合には、その旨を当該書面に記載するものとする。

(3)　開示請求者への移送した旨の通知

移送に関する協議が整い、移送した場合には、主管課等は、直ちに「開示請求に係る事案の移送について(通知)」(別記様式第３号）を作成し、総務課に提出するものとし、総務課において、これを開示請求者に送付する。

(4)　移送先の行政機関の長に対する協力等

他の行政機関の長に事案を移送し、当該行政機関の長が開示決定等をしたときは、主管課等及び総務課は、必要に応じて次の協力等を行うものとする。

ア　移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供

イ　開示請求書及び事案を移送した旨の上記(3)の書面の写しの提供（主管課等では、開示請求書の写しを作成・保管）

ウ　他の行政機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、開示請求に係る行政文書の写しの提供又は原本の貸与

エ　原本を閲覧する方法による開示の実施のための行政文書の貸与又は場所の提供

(5)　事案の移送を受けた場合の措置

他の行政機関の長から事案の移送を受け、開示決定等を行ったときは、主管課等は、速やかに総務課を介し、移送をした行政機関の長に対して開示決定等の結果を連絡するものとする。

(6)　開示実施手数料の控除措置の取扱い

開示請求に係る行政文書が複数である場合であって、複数の他の行政機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）の開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を採ることとなるので、当該複数の行政機関相互間で密接に連絡を取るものとする。

したがって、このような事案の移送をする場合は、開示請求者に対し、移送した旨の通知に併せて上記の措置が採られることを連絡するものとする（(3)の書面中に記載)。

また、開示請求に係る行政文書のうち、移送しないものがある場合において、当該行政文書について開示決定等を行ったときは、主管課等は、総務課を介し、他の行政機関の長に対して直ちに開示決定等をした旨連絡するものとする。

(7)　独立行政法人等に係る事案の移送

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等との間における事案の移送については、(1)から(6)を準用する。

第６　開示決定等の事務

１　開示・不開示の審査

(1)　不開示情報該当性の審査

主管課等は、開示請求に係る行政文書が存在する場合、当該行政文書に記録されている情報について、法第５条各号に規定される不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当するかどうかを審査し、「開示決定」か「不開示決定」かの判断を行う。

なお、不開示情報は、法第５条各号のいずれかに該当するだけでなく、複数の号に該当することがあるので留意する。

ア　部分開示の可否

不開示情報が記録されている部分がその他の部分と区分して除くことができる場合は、当該部分を除いて開示する。

イ　存否応答拒否の適否

行政文書の存在自体を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合は、当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。

なお、このような性質の文書については、常に存否応対拒否を行う必要があることから、開示請求の対象となる行政文書の有無にかかわらず存否応答拒否を行う必要があることに留意する。

(2)　公益上の理由による裁量開示の判断（法第７条）

法第５条各号該当性を判断する際にも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるか否かや、「不当」、「適正」か否かの検討において公益等との比較衡量が行われるが、法第７条に基づく裁量的開示は、最終的、総合的な判断として、不開示情報に該当する場合であっても開示することができることとするものであり、高度の行政的判断が求められる。

(3)　第三者に関する情報の取扱い

ア　任意的意見聴取（法第13条第１項）

主管課等は、開示請求に係る行政文書に、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合であって、当該情報が不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聴く必要があると認められる場合は、当該第三者に対し、意見書の提出を求めることができる。

また、一件の行政文書に多数の第三者に係る情報が記録されているときは、必要な範囲で意見聴取を行うものとする。

イ　必要的意見聴取（法第13条第２項）

主管課等は、開示請求に係る行政文書に、第三者に関する情報が記録されている場合において、法第５条第１号ロ若しくは同条第２号ただし書又は第７条の規定により開示しようとするときは、当該第三者に対し、合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合を除き、意見書を提出する機会を与えなければならない。

なお、合理的努力を行ったにもかかわらず当該第三者の所在が判明しない場合には、公示送達の手続を執ってまで対応する必要はない。

ウ　意見聴取の方法

主管課等は、第三者に対し意見聴取する場合は、アに該当するときは「行政文書の開示請求に関する意見について（照会)」（別記様式第４号）を作成し、イに該当するときは「行政文書の開示請求に関する意見について（照会)」（別記様式第５号）を作成し、総務課を介して当該第三者に対し通知するものとする。この場合において、通知には、「行政文書の開示に関する意見書」（別記様式第６号）を併せて同封し、当該第三者に対し、必要事項を記入してこれを提出するよう求めるものとする。

この場合、１週間以内に回答するよう協力を求めるものとするが、意見書の提出が短期間に行えない合理的な理由があり、そのために必要な意見提出期限を設定することにより、開示決定等が開示請求があった日（「開示請求があった日」とは、情報公開室で開示請求書を収受した日をいう。以下同じ。）から30日以内（補正に要した日数（補正を求める文書を郵送した場合においては、当該文書発送の日の翌日から補正した文書が到着した日までの期間）を除く。以下同じ。）に行えない場合は、法第10条第２項の開示決定等の期限延長を行うものとする。

エ　開示請求者に関する情報等の取扱い

意見聴取に際し、第三者に対して開示請求者に関する情報（開示請求者の氏名や開示請求者個人の属する組織の名称、開示請求者が法人である場合の法人名等）を伝達することは、開示請求の萎縮や情報公開制度に対する信頼の低下につながるおそれがあり、法の趣旨に照らして不適切である。なお、開示請求者の氏名等の特定の個人が識別できる情報（個人情報）を外部に伝達することは、本人の同意があるなど個人情報保護法第69条に規定する場合を除き、同法に違反することにも留意が必要である。また、当該第三者以外の者の個人識別情報、法人等の不利益情報等の他の不開示情報が記載されている場合には、これらの情報を除いて伝達するものとする。

これらの取扱いは、事実上の行為として、当該第三者に対し、開示請求があった行政文書についての事実確認等を行う場合であっても同様であ

る。

オ　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報が記載されている場合の取扱い

開示請求に係る行政文書に国の機関、独立行政法人等、地方公共団体（都道府県警察を含む。）又は地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）に関する情報が記録されている場合であって、当該情報の開示・不開示の判断に当たって国の機関等に意見を聴く必要があると判断されるときは、主管課等は、必要に応じて総務課を介して、適宜、口頭又は書面により照会を行うものとする。

なお、開示請求に係る行政文書が国の機関等により作成されたものである場合は、当該行政文書に係る開示・不開示の判断に当たっては、原則として意見照会を行う。

(4)　開示請求に係る行政文書を保有していない場合等の取扱い

開示請求書を受け付ける際に、開示請求の対象文書が、所長が保有する行政文書でない場合や既に保存期間が経過し廃棄等により保有していない場合は、総務課において、その旨を開示請求者に教示する等適切に対処することとするが（第５の１(3)ア参照）、あくまでも開示請求が行われる場合は、不開示決定を行う。

また、開示請求に係る行政文書が特定されず、開示請求者に補正を求めたが補正されない場合、開示請求者の連絡先が不明な場合その他開示請求書の形式上の不備について補正を求めることが困難な場合は、当該開示請求の形式上の不備を理由として不開示決定を行う。

２　開示決定等の期限

(1)　開示決定等を行うべき期限（法第10条第１項）

開示請求を受けたときは、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない。

(2)　期限の延長（法第10条第２項）

主管課等は、法第10条第２項に基づき、開示決定等の期限を延長するときは、開示請求があった日から30日以内に当該期限を延長する旨の決定をし、「開示決定等の期限の延長について（通知）」（別記様式第７号）を総務課に提出するものとする。この場合において、延長後の期間は、事務処理上必要最小限の期間を設定し、「延長の理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記載するものとする。

総務課は、主管課等から提出された通知を、遅くとも開示請求があった日

から30日以内に開示請求者に送付することが望ましい。

(3)　期限の特例（法第11条）

主管課等は、法第11条に基づき、開示決定等の期限を延長するときは、開示請求があった日から30日以内に同条を適用する旨の決定をし、「開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」（別記様式第８号）を総務課に提出するものとする。この場合において、本条を適用することとした理由は、できるだけ具体的に記載するものとする。

総務課は、主管課等から提出された通知を、開示請求があった日から30日以内に届くように開示請求者に送付しなければならない。

(4)　期限についての留意点

開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、開示請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第３条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある。

なお、前記(1)及び(2)のとおり開示決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行審法第49条第１項）。

また、前記(3)の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に開示決定等がされなかった部分について、開示決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

３　開示決定等の決裁手続

主管課等の長は、開示決定等をするに当たっては、開示請求に係る行政文書について、開示請求者等に対して発出する通知書（５(1)ア及び(2)ア参照）の案に、開示請求に係る行政文書の写し及び開示請求に係る行政文書の一部を開示しようとする場合は不開示としようとする部分を見え消し等により示した当該行政文書の写しを添えて、所要の決裁を受けるものとする。この場合において、主管課等の長は、開示請求に係る行政文書に記録されている情報に関連する事務を所掌する課等が他にあるときは当該課等の長と合議するほか、開示請求に係る行政文書が共通事務文書である場合は、共通事務所掌課等の長と合議するものとする。主管課等の長は、開示決定等について、主管の部等の長の決裁及び他の部課等の長（共通事務文書に係る開示請求については共通事務所掌

部課等の長）との合議が終了したときは、総務課長と協議するものとする。

4　国家公安委員会への報告

開示決定等のうち、特に重要なものについては、国家公安委員会に報告するものとし、審査課への諮問及び裁決についても同様とする。

5　開示決定等の通知

(1)　開示決定

ア　開示請求者への通知

主管課等は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示することを決定したときは、総務を介して速やかに、開示請求者に対し、その旨を「行政文書開示決定通知書」（別記様式第９号）により通知する。

イ　行政文書開示決定通知書の記載要領

(ｱ)　「開示する行政文書の名称」欄

開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された事項により文書を特定し、開示決定を行った行政文書の名称を正確に記載する。

(ｲ)　「不開示とした部分とその理由」欄

開示請求に係る行政文書の一部を不開示とする場合には、不開示とした部分とその理由を、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の不開示情報に該当する場合には、該当する条項ごとにその理由をすべて記載する。

なお、行政文書の全部を開示する場合は、「なし」と明記する。

（記載例）

○○報告書のうち、△△の部分は、「氏名」「住所」など、特定の個人を識別することができる情報が記録されており、情報公開法第５条第１号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

（開示しない部分にそれぞれ対応した不開示条項及び当該条項を適用する理由の記載例）

・　Ａの部分は、～の理由により情報公開法第５条第１号に該当する。

・　Ｂの部分は、～の理由により情報公開法第５条第３号に該当し、～の理由により情報公開法第５条第４号にも該当する。

(ｳ)　「開示の実施の方法等」欄

ａ　「開示の実施の方法等」欄

開示決定した行政文書について、当該行政文書の種類に応じて、実施することができる方法のすべてを記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、記載されている場合にその記載された方法による実施が可能か否かにより、表上の説明事項の記載内容を変えて記載する。

○　開示請求書に希望する実施方法等が記載されていない場合

（記載例その１：カラー文書枚数及びCD-R枚数が確定している場合）

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（＊）
Ａ４判文書 １００枚 （うち、カラー部分５枚）	①閲覧	１００枚までにつき１００円	１００円	０円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	１，０００円	７００円
	③複写機により用紙にカラーで複写したものの交付（カラー部分以外の部分については②の方法により交付）	用紙一枚につき２０円 （カラー部分以外は②のとおり。）	１，０５０円	７５０円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（ＰＤＦファイル）	CD-R１枚につき１００円に、文書１枚ごとに１０円を加えた額（CD-R１枚）	１，１００円	８００円

（記載例その２：カラー文書枚数及びCD-R枚数が確定していない場合）

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
Ａ４判文書 １００枚	①閲覧	１００枚までにつき１００円	１００円	０円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	１，０００円	７００円

	③複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき２０円	２，０００円	１，７００円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（ＰＤＦファイル）	CD-R１枚につき１００円に、文書１枚ごとに１０円を加えた額	１，０００円にCD-Rの枚数分の手数料を加えた額	８００円

（注１）当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当者までご連絡下さい。

（注２）CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数により開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当者までご連絡下さい。

○　開示請求書において希望する実施方法等により開示ができる場合

（記載例）

(1)　開示の実施の方法等

開示請求書において希望された実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

〈実施の方法〉閲覧　　　〈実施の日時〉○月○日午後

なお、下表に記載した方法のうち他の方法及び「(2)　事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（＊）
Ａ４判文書 １００枚	①閲覧	１００枚までにつき１００円	１００円	０円
	②複写機により複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	１，０００円	７００円

○　開示請求書において希望した実施の方法による開示の実施はできるが、希望日での実施ができない場合

（記載例）

(1)　開示の実施の方法等

開示請求書において希望された実施の方法により、開示の実施を受けられますが、ご希望の日に実施することはできません。「(2)事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載された日時から、ご都合のよい日を選択してください。

〈実施の方法〉閲覧

〈希望された実施の日時〉○月○日午後

〈実施できない理由〉　開示の実施の準備に日数を要し、○月○日には間に合わないため。

なお、開示の実施の方法についても、下表に記載された方法のうち他の方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（＊）
Ａ４判文書 １００枚	①閲覧	１００枚までにつき１００円	１００円	０円
	②複写機により複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	１，０００円	７００円

○　開示請求書において希望した実施の方法による開示の実施ができない場合

（記載例）

(1)　開示の実施の方法等

開示請求書において希望された実施の方法による開示の実施はできません。下表に記載された方法のうちから選択してください。

〈希望された実施の方法〉専用機器により再生したものの閲覧

〈希望された実施の日時〉○月○日午後

〈実施できない理由〉開示請求に係る行政文書（電磁的記録）に記録されている情報の中には不開示情報が記録されているが、専用機器による閲覧に際して当該情報を区分して除くことが技術的に困難なため。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（＊）
Ａ４判文書	①閲覧	１００枚までにつき	１００円	０円

１００枚		１００円		
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	１，０００円	７００円

b　開示実施手数料

開示実施手数料は、記載した開示の実施の方法ごとに、政令別表の「開示実施手数料の額」を「開示実施手数料の額（算定基準)」欄に、これを基に計算される行政文書全体について開示を実施する場合の手数料の基本額を「行政文書全体について開示の実施を受ける場合の基本額」欄に、それぞれ記載する。

なお、政令第14条第４項により、開示実施手数料を減額又は免除する場合は、その旨を「開示実施手数料の額（算定基準)」欄に記載する。

c　「事務所における開示を実施することができる日時、場所」欄

日時については、開示を受ける者の申出期間を考慮するなど、適切に設定する。場所は、事務所及び住所を明確に記載する。

（記載例）
日：○月△日から○月△日まで（土・日曜日、祝日を除く。)
時：09:30～12:00及び13:00～17:00
場所：千葉県柏市柏の葉6-3-1　科学警察研究所総務課情報公開室

d　「写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用(見込み額)」欄

写しの送付を行う場合の準備日数を、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載する。

送付費用（見込み額）については、行政文書の全体の写しを送付する場合の送付費用（見込み額）を記載する。

なお、開示請求者の希望がその一部であることが判明している場合は、それに対応した写しの送付に係る送付費用（見込み額）も記載するものとする。

（写しの送付を行う場合の準備日数の記載例）
開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から○日後までに発送予定

（送付費用の記載例）
重さ約〇ｇであり、通常郵便物（定型外）による場合には５００ｇまで〇円

ウ　反対意見書を提出した第三者への通知等（法第13条第３項）

開示決定をするに当たり開示請求に係る行政文書に記録されている情報に関して関係する第三者の意見聴取を行い、当該第三者から反対意見書が提出されている場合は、主管課等において、「行政文書の開示決定について（通知）」（別記様式第10号）を作成し、総務課に提出するものとする。総務課は、これを速やかに当該第三者に対し送付するものとする。

この場合、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならないことに留意する。

(2)　不開示決定

ア　開示請求者への通知

主管課等は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないことを決定したときは、総務課を介して速やかに、開示請求者に対し、その旨を「行政文書不開示決定通知書」（別記様式第11号）により通知する。

イ　行政文書不開示決定通知書の記載要領

(ｱ)　「不開示決定した行政文書の名称」欄

上記(1)イ(ｱ)と同じ。ただし、開示請求に係る行政文書を保有していない場合（文書不存在）、開示請求に係る行政文書の特定が不十分で、開示請求者に補正を求めたにもかかわらず、補正されない場合（形式上の不備）又は存否応答拒否をする場合は、開示請求書に記載された行政文書の件名を記載する。

(ｲ)　「不開示とした理由」欄

該当する不開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の不開示情報に該当する場合には、該当する条項ごとにその理由をすべて記載する。

なお、文書の不存在を理由として不開示決定を行う場合は、開示請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、開示請求者が開示を求めている行政文書が存在しない要因を記載する。

（文書不存在の理由の記載例）
当該行政文書は〇年に作成された〇年保存の行政文書であるため、

○年○月に廃棄済であり、現在は存在しない。

また、開示請求に係る行政文書の特定が不十分で、開示請求者に補正を求めたにもかかわらず補正されない場合、開示請求者の連絡先が不明な場合その他開示請求書の形式上の不備について補正を求めることが困難な場合も、当該開示請求の形式上の不備を理由として不開示決定を行うこととなるので、その理由を具体的に記載する。

形式上の不備の場合は、形式要件（必要的記載事項の記載、行政文書の特定、開示請求手数料の未納等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。また、補正を求めたが応じない等の事実があれば、その旨も記載する。

存否応答拒否をする場合は、不開示情報が明らかにならない範囲で、当該条項（法第８条）を示す以外に、なぜ存否そのものが答えられないのか等の理由を記載する。

(3)　１件とみなされる複数の行政文書の開示決定等

一の開示請求書により１件とみなされる複数の行政文書について開示請求が行われ、当該複数の行政文書について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は一の通知書により行うこととする。

また、各行政文書についてその量や開示・不開示の審査の難易度が異なる場合は、先に審査の終了した行政文書から先行して開示決定等を行うこともできる。

(4)　行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

開示決定等の通知に際しては、行審法の規程により審査請求ができる旨、また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき取消訴訟の提起ができる旨、それぞれ、開示請求者に対し教示する必要があることに留意する。

(5)　開示決定通知書等の送付手続

主管課等は、開示決定等をしたときは、行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書（以下「開示決定通知書等」という。）を作成し、総務課に提出するものとする。

総務課においては、開示決定通知書等を遅滞なく開示請求者に送付するものとする。

なお、行政文書開示決定通知書を開示請求者に送付する場合は、主管課等において「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別記様式第12号又は第13号）に所要事項を記入したものを同封するものとする。

第７　開示の実施

１　行政文書の開示の実施方法等申出書の確認

行政文書の開示を受ける者は、原則として、開示決定通知があった日から30日以内に行政文書の開示の実施方法等申出書（以下「開示実施方法等申出書」という。）に必要事項を記載して申し出ることになっている（法第14条第２項及び第３項、政令第11条）ので、総務課においては、次の点に留意の上、開示実施方法等申出書を確認する。

(1)　求める開示の実施の方法については、開示決定通知書で提示した方法のうちから選択するものであるので、これを確認すること。

(2)　開示請求に係る行政文書の一部について開示の実施を求めるとして、「○○に関連する部分」と記載された場合であって、行政文書内に散在する○○関連部分を検索しなければならないようなときは、一般的には開示の実施を求める部分が不明確であるので、申出者に認められない旨を説明し、適切な申出内容とするよう求めること。

(3)　事務所における開示の実施を希望する日については、開示決定通知書で提示した「事務所における開示を実施することができる日」のうちから選択するものであるので、これを確認すること。選択した日が複数ある場合には、申出者に連絡をとり、実施日を確定するなどの調整を行うこと。

(4)　写しの送付を求める旨記載されている場合には、開示決定通知書に記載した送付費用が、政令第13条第４項の規定する総務省令で定める方法により納付されているかどうか確認すること。

(5)　求める開示の実施の方法に対応した開示実施手数料が納付されているかどうか確認すること（開示の実施の準備は、開示実施手数料の納付を確認の上、行うこととなる。）。

(6)　開示を受ける者は、原則として、開示決定通知があった日から30日以内に開示実施方法等申出書に必要事項を記載して申し出ることになるが、この場合の30日とは、開示を受ける者が行政機関の発した開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、開示実施方法等申出書を投函すれば足りる。一般的には、日本国内であれば、開示決定等の通知書を発出してから２から３日程度で、当該決定通知があったことを知りうる状態になるものと考えられる。

なお、正当な理由なく、申出期間内に開示実施方法等申出書の提出がなされない場合には、開示の実施を行う必要はない。

２　開示請求書に開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い

政令第５条第１項の規定により、開示の請求の段階で開示請求書に開示の実

施の方法等を記載することができるとされていることから、当該記載がされている開示請求について開示決定をしたときは、記載どおりに対応できるかどうかにより、別表に示すとおり取扱いが異なるので、十分留意する。

3　更なる開示の申出による行政文書の開示（法第14条第４項）

開示決定に基づき開示を受けた者が、最初に開示を受けた日（開示決定に基づき最初に行政文書の開示を受けた（閲覧をした、写しの交付を受けた等）日を指し、写しの送付の方法によった場合は、当該写しが開示請求者に到達した日を指す。以下同じ。）から30日以内に「行政文書の更なる開示の申出書」（別記様式第14号）により更なる開示の申出をしてきたときは、総務課において必要事項（１(1)から(5)と同じ。）を確認した後、次の点に留意の上、行政文書の開示を行うものとする。（開示の実施については、４参照。）

(1)　最初に開示を受けた日から30日を超えている場合は認められないこと。

(2)　既に開示を受けた行政文書（その一部につき開示を受けている場合には当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法による場合（正当な理由がある場合を除く。）は、認められないこと。

(3)　写しの交付については、一通の行政文書につき一通に限られること。

(4)　既に開示を受けた行政文書につき写しの交付の方法がとられている場合には、原則として閲覧の方法を求めることはできないこと。

なお、開示を実施した場合には、主管課等は、開示の実施に係る行政文書について、30日間は、開示を実施した日、開示の実施の方法及び開示を実施した部分が分かるように整理しておくこととする。

(5)　審査請求に対する裁決や訴訟裁決を踏まえて、開示する内容（範囲）を変更する場合も、変更に係る開示を受けた日から30日以内であれば、更なる開示の実施の申出を認めることとなる。

4　開示の実施

(1)　日時及び場所

行政文書の開示は、あらかじめ行政文書の開示を受ける者と調整した日時及び場所で行うものとする。

なお、原則として、開示の実施の場所は、科学警察研究所総務課情報公開室とする。

(2)　開示の実施の準備

開示請求に係る行政文書の原本を閲覧させる場合等における原本の用意及び開示請求に係る行政文書の写しを閲覧させ又は交付する場合等における行政文書の写しの作成は、主管課等において行う。

(3)　主管課等職員の立会い

行政文書の開示をするときは、原則として主管課等の職員又はこれに代わる職員が立ち会うものとする。

(4)　開示決定通知書の持参

開示の実施は、開示決定通知書を持参した者に行うものとする。ただし、開示決定通知書を持参していない者が、開示請求者と同一人であることが証明されれば、開示の実施を行うものとする。

(5)　開示請求者以外の者に対する開示の実施

開示決定は、開示請求者に対する処分であることから、開示請求者のみが開示の実施を受ける地位にあるものであり、開示請求者以外の者に対しては、開示の実施は認められない。

したがって、最初から連名で受けた開示請求は、１件の開示請求として扱い（いずれの者も開示の実施を受ける地位にある）、連絡先となる代表者に対して開示決定通知書を交付することとし、連名者は、開示請求者としていずれか一人が、又は連名者が同時に開示の実施を受けることができるが、いずれか一人が閲覧した場合には、当該閲覧した部分に係る開示の実施の義務は終了したこととなる。

また、写しの交付の場合には、１部のみの交付となる。

(6)　行政文書の種類ごとの具体的実施の方法

行政文書の種類ごとの具体的実施の方法について留意すべき事項は、次のとおりである。

ア　文書又は図画

文書又は図画の写しの交付の方法は、開示請求者からの申出に応じて以下の(ｱ)から(ｳ)までの方法のうちから行う。ただし、(ｲ)及び(ｳ)については、「文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、科学警察研究所がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合」に限られる。

「文書又は図画の保存に支障を生じるおそれ」とは、具体的には、原本の傷みが激しく、スキャナにより読み取ることが文書又は図画の保存に支障を与える場合等を想定しているものであり、この「おそれ」の有無については、主管課等の長が判断するものである。

また、「科学警察研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合」とは、通常の業務に使用するために保有しているカラーコピー機あるいはスキャナを使用す

ることにより、開示の実施をすることができる場合を想定している。

(ｱ)　白黒コピーの交付

文書又は図画を白黒コピーする場合には、原則としてＡ３判以下の大きさの用紙にコピーするものであり、Ａ３判より大きい文書又は図画については、Ａ３判以下に分割してコピーする。

②　カラーコピーの交付

・　請求の対象となる文書又は図画にカラーのものが含まれているときは、カラーコピーでの開示を受けるか白黒コピーでの開示を受けるかどうかは、開示請求者の意向に沿って対応することとなる。つまり、カラーコピーでの開示を受けるか白黒コピーでの開示を受けるかの選択権は開示請求者にあることから、開示決定通知者には、カラーコピー又は白黒コピーの両方の方法を選択できる旨を明記するものとする。

具体的には、開示請求の対象となる文書又は図画にカラーのものが含まれているときは、開示決定通知書に、求めることができる開示の実施方法として、文書又は図画を白黒コピーする方法及びカラーコピーする方法のそれぞれを記載し、手数料については、全てについて白黒コピーをした場合の金額及びカラー部分のみをカラーコピーをした場合の金額をそれぞれ記載するものとする。ただし、文書量が大量であって、カラー部分を含む文書の枚数の確認等に時間を要する場合等においては、全てをカラーコピーした場合の金額を記載する。この場合、注意書きとして、開示の対象となっている文書又は図画にはカラーのものが含まれており、カラーコピーでの開示の実施を希望する場合には、あらかじめ連絡を要する旨を記載する。開示請求者から、カラーの文書又は図画について問合せがあった場合には、その枚数などについて適切に教示するものとする。

なお、カラーの文書又は図画とは当該文書又は図画の作成又は利用の際に意図的にカラーが用いられているものをいい、文書又は図画にシミや色あせ等があるものなどは含まない。

また、開示の対象となる文書又は図画が各種証明書等であって、カラーコピーをしたものを交付することにより悪用されるおそれがある場合において、科学警察研究所が保有する処理装置及びプログラムにより悪用を防ぐ措置を講ずることができないときは、カラーコピーによる開示の実施は行わないものとする。

・　カラーの文書又は図画であっても開示請求者の意向に沿って、白黒でコピーをし、白黒コピー相当の手数料を徴収することもあり得る。

一方、白黒の文書又は図画をカラーコピーし、カラーコピー相当の手数料を徴収することは想定していない。

・　カラーの文書又は図画については、保有するカラーコピー機の機能に応じてコピーするものであり、保有するカラーコピー機で対応することのできないような大判の文書又は図画については、分割してコピーすることとなる。

(ｳ)　スキャナで読み取り記録媒体に複写して交付

・　文書又は図画をスキャナにより読み取る場合の解像度については、開示請求者から特段の意向がない限り、一般的に、読み取ってできた電磁的記録が判別可能な程度のものであれば足りる。

・　文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録のファイル形式については、科学警察研究所が一般的に使用しているファイル形式で対応すれば足りる。

・　文書又は図画の形態によっては、次のとおり対応する。

ａ　保有するスキャナでは読み込みができないような大判の文書又は図画については、分割して読み取って記録媒体に複写する。この場合、開示実施手数料については、原文の文書又は図画の枚数を基準として精算するものであり、分割した枚数を基準とするものではない。

ｂ　カラーの文書又は図画については、保有するスキャナの機能に応じてカラー又は白黒で読み取ることになる。

　なお、カラー又は白黒のいずれでも読み取り可能な場合には、主管課等の判断により実施することとなるが、いずれでも可能である旨を教示し、開示請求者の意向に沿って行うものとする。

・　開示決定通知書には、開示実施手数料を記載する必要があるため、その積算内訳として対象となる文書又は図画の枚数及び読み取った電磁的記録を複写する記録媒体の枚数を記載することとなる。このうち、記録媒体の枚数については、文書又は図画１枚当たりの標準的な情報量を基に算出して記録することとなる。ただし、この場合には、開示決定通知書において、記録媒体の所要枚数が異なることにより、開示実施手数料が変動することがあるため、開示の実施に当たっては、あらかじめ連絡を要する旨の注意書きを記載する。

・　行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ開示請求者に特定してお

いてもらうことが必要である。

イ　印画紙に印画したものを作成し交付する場合（文書又は図画、写真フィルム、スライドの場合)、ビデオカセットテープへ複写したものを交付する場合（映画フィルム又はスライド（音声付き）の場合）及びマイクロフィルムを用紙に印刷したものを作成し交付する場合には、必要に応じて専門業者に外注する。

ウ　科学警察研究所総務課情報公開室に専用機器を備え付けていない場合（マイクロフィルム、スライド、録音テープ又は録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスク、電磁的記録、映画フィルム、スライド（音声付き)）の閲覧・視聴対応は、当該専用機器を備え付けている他の事務所を開示の実施の場所とすることも可能ではあるが、開示請求者の住所との距離的事情を十分考慮する必要がある。また、専用機器を借用して対応することも可能である。

なお、マイクロフィルムの専用機器による映写したものの閲覧により難い場合には、マイクロフィルムをＡ１判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧が規定されている（政令第９条第１項第２号)。

エ　開示の実施においては、行政文書をありのまま開示することとしており（部分開示については(7)参照)、原則として加工はしない。したがって、文書又は図画の写しを作成する際には、縮小・拡大コピーは行わない。電磁的記録についても、データの圧縮やフォーマットの変換を行う必要はない。また、データベースについては、必要なデータのみを検索して出力できることから、科学警察研究所がその保有する処理装置及び既存のプログラムで出力が可能であれば、データベース内の特定のデータのみを開示することは、あり得る。また、データベースについては、通常、過去の時点のデータは残存されないので、過去の時点のデータについて開示請求があった場合には、最新時点のもので対応することとなる。

オ　その他の留意点

(ｱ)　マイクロフィルムの写しの作成について、専用機器を保有していない場合や、保有していてもＡ４判しか印刷できず、大判の図面等の印刷ができない場合には、専門業者に外注することになる。

(ｲ)　既に印画された写真は、写真フィルムではなく、文書又は図画として、閲覧又は写しの交付により対応することになる。

(ｳ)　写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなる。

また、閲覧による開示の実施に際して、開示を受ける者がカメラやビ

デオカメラを持参して自分で写しを撮ることについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障がない場合に限り、これを認めることとする。その際、庁舎管理上の問題等がある場合には、開示を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明をするものとする。

(ｴ)　例えば、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ、ＭＤ、ＭＯ（以下「ＣＤ－Ｒ等」という。）は、形状としてはディスク状のものであり、これらに記録されている情報は、音声情報の場合、映像情報の場合、音声及び映像情報の場合、パソコン等の電子文書情報の場合等、様々な記録形態で保存されている。

　これらについては、一般的には、（ⅰ）音声情報のみが記録されている場合であって、かつ、当該音声情報が、パソコン等の汎用機器ではなく、当該音声情報を再生する専用機器により再生が行われるものである場合には、当該ＣＤ－Ｒ等は録音ディスクに、（ⅱ）映像情報が記録されている（音声情報が同時に記録されている場合を含む。）場合であって、かつ、当該映像情報が、パソコン等の汎用機器ではなく、当該映像情報を再生する専用機器により再生が行われるものである場合には、当該ＣＤ－Ｒ等はビデオディスクに、（ⅲ）その他の電子文書情報等が記録されている場合には、当該ＣＤ－Ｒ等は一般の電磁的記録に、それぞれ該当するものとして取り扱う。

(ｵ)　政令別表では、行政文書１件につき、行政文書の種別ごとに、開示の実施の方法が規定されている。

　したがって、例えば、２件の電磁的記録の行政文書の開示請求について、ＣＤ－Ｒに複写したものの交付の方法が申し出られた場合、原則それぞれＣＤ－Ｒに複写して２枚を交付することになるが、政令第13条第２項の規定により２件の行政文書が１件の行政文書とみなされる場合であって、１枚のＣＤ－Ｒに収まるような場合には、１枚のＣＤ－Ｒに収めて交付することになる。

(ｶ)　電磁的記録を記録媒体に複写して交付する場合等における開示実施手数料の額の積算は、電磁的記録を構成する「ファイル」の数を単位として行うこととなる。「ファイル」とは、ワードや一太郎などの文書作成ソフトにより作成した文書やエクセルなどの表計算ソフトにより作成したデータなどのファイル単位を指すものである。したがって、一の行政文書が複数のファイルにより構成されている場合には、ファイル数に応じて手数料の額を積算することとなる。

　なお、この場合に、複数のファイルを統合する必要はない。

(ｷ)　電磁的記録について、セキュリティーの観点から、その情報の内容に応じた暗号化のための措置が講じられている場合がある。その場合に

は、開示の実施を行う際に暗号化を解除するための適切な措置を講じる必要がある

(ｸ)　政令第９条に規定されている開示の実施の方法は、同条各号に規定されている「より難い場合」に該当する場合、文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがある場合、科学警察研究所がその保有する処理装置及びプログラム処理装置により行うことができない場合以外には、行政文書の種別に応じたすべての開示の実施の方法を行わなければならないものである。

なお、主管課等において対応できる処理装置等を保有しておらず、開示の実施ができない場合においては、他の課等の所有する処理装置等で対応することとなる。

カ　参考事項

電磁的記録を複写して交付する際の媒体の規格、記憶容量、政令別表における１巻当たりの単価は、次のとおり。

(ｱ)　光ディスク（ＣＤ－Ｒ）　　－640～650メガバイト－100円
　　　　　　　（ＤＶＤ－Ｒ）　　－4.7ギガバイト－120円

(ｲ)　幅12.7㎜オープンリールテープ－2,400フィート型（180メガバイト）－7,000円

(ｳ)　幅12.7㎜磁気テープカートリッジ（２分の１インチＭＴＣ（magnetic tape cartridge）でいわゆるＤＬＴ（digital linear tape）と呼ばれるもの）

・18トラック－200メガバイト－800円
・36トラック－400～800メガバイト－2,500円
・128トラック・ＤＬＴ３様式－10ギガバイト－8,600円
・128トラック・ＤＬＴ３ＸＴ様式－15ギガバイト－10,500円
・128トラック・ＤＬＴ４様式－20～35ギガバイト－12,900円

(ｴ)　幅8㎜磁気テープカートリッジ（８㎜幅ＭＴＣである）

・ヘリカル走査記録方式－2.4～2.5ギガバイト－1,800円
・ヘリカル走査記録・デュアルアジマス様式－5～7ギガバイト－2,600円
・ヘリカル走査記録・ＤＡ２様式－20ギガバイト－3,200円

(ｵ)　幅3.81㎜磁気テープカートリッジ（通常４㎜ＤＡＴといわれる）

・ヘリカル走査記録方式・ＤＤＳ（digital data storage）様式－1.3～2.0ギガバイト－590円
・ＤＤＳ２様式－４ギガバイト－800円
・ＤＤＳ３様式－12ギガバイト－1,300円

・ＤＤＳ４様式－20ギガバイト－1,750円

(7)　部分開示の実施方法

行政文書の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開示の実施の方法ごとに適切に行う必要がある。また、部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある。行政文書の種類ごとの部分開示の実施方法は、次のとおりである。

ア　文書又は図画

部分開示を行う場合には、原則として、原本のコピーに墨塗りを行い、更にコピーをしたものを閲覧させる。

また、部分開示の場合の写しの交付は、閲覧の場合と同様な作業をした上で交付することとなる。

文書又は図画をスキャナで読み取ってできた電磁的記録を記録媒体に複写して交付する方法について、部分開示を行う場合には、原本のコピーに墨塗りを行ったものをスキャナで読み取った電磁的記録をもって行うこととする。原本又はそのコピーをスキャナで読み取った後に不開示部分に電子的被覆を施すことは、不開示部分の被覆を解除されるおそれがあることから行わないこととする。

なお、不開示部分の量（範囲）が明らかとなるようにしておく必要があるため、不開示部分を除去して（後方部分を詰めて）、当該文書のコピーを作成することは適当ではないが、例えば、ページ単位で全部墨塗り状態のものが何ページにもわたる場合には、当該全部墨塗りページを何ページも閲覧させる必要はなく、○ページから○ページまでの部分はすべて不開示である旨説明を付せば足りる。

イ　マイクロフィルム

マイクロフィルムの閲覧を専用機器（マイクロリーダー）で行う場合、当該機器の機能が一コマ一コマを正確に特定して容易に表示することができるものであれば、職員の立会い・作業の下に一コマ単位で不開示情報を含むコマを除外して閲覧させることになるが、不開示部分は一コマ中の一部分の場合があり得、一般的には、マイクロリーダーでの部分開示を行うことは想定し難い。

したがって、部分開示を行う場合には、一般的には、用紙に印刷したものの閲覧の方法により行うことになり、その場合の部分開示の方法は、文書又は図画の方法と同じものとなる（写しの交付の場合も同様。）。

ウ　写真フィルム

写真フィルムについて、部分開示を閲覧の方法により行う場合、一般的に

は、コマ単位で不開示情報が写っていないかどうか確認し、不開示情報が写っていないものをＤＰＥ事業者に外注して印画紙に印画し、作成されたものを閲覧させることになる。

部分開示を写しの交付の方法により行う場合であっても、同様にコマ単位で行うことになる。

エ　スライド

スライドについて、部分開示を閲覧（専用機器による映写）の方法により行う場合、コマ単位で不開示情報が含まれているかどうかを確認し、不開示情報が含まれているコマを抜き取った上で、閲覧をさせることになる（一コマのスライド中の一部のみを不開示とすることは、一般的に容易ではないことから、行わない。）。

また、部分開示を写しの交付の方法により行う場合には、写真フィルムと同様に、不開示情報が含まれていないコマをＤＰＥ事業者に外注して印画紙に印画したものを交付することになる。

オ　録音テープ又は録音ディスク

録音テープ又は録音ディスクについて、部分開示を閲覧（専用機器により再生したものの聴取）の方法により行う場合、当該原本を聴取させることは不適当であるので、当該原本の内容を同種の媒体に複写（ダビング）して、その際に不開示情報の部分については無録音部分とする作業を行い対応することになる。

なお、不開示情報、例えば、氏名等が当該原本の数箇所に散在して録音されている場合には、「容易に区分できない」場合に該当することもあり得、一般的には、録音テープ又は録音ディスクの前半部分又は後半部分の消去等の措置で足りる場合に、部分開示を行うこととなる。

写しの交付（録音カセットテープの交付）を行う場合にも、同様となる。

カ　ビデオテープ又はビデオディスク

上記の録音テープ又は録音ディスクと同様の対応となる。

キ　一般的な電磁的記録

電磁的記録について、部分開示を閲覧（「Ａ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧」及び「専用機器により再生したものの閲覧又は視聴」）の方法により行う場合に、「用紙に出力したものの閲覧」は、プリントアウトしたものについて上記「文書又は図画」の方法と同様の方法により行うこととなる。

また、「専用機器により再生したものの閲覧又は視聴」の場合には、原本である電磁的記録（電子文書）を複写して同一のものを作成し、当該作成され

た複写物（コピー）に電磁的な被覆又は文字（情報）の置換え等を行った上で、閲覧に供する（この場合、不開示部分の範囲（量）が不明となるため、一般的には電磁的な文字（情報）削除は行わないが、全部不開示のページ（例えば、全ページにわたって××の文字のもの）が何ページもある場合には、当該不開示部分を削除して（後方を詰めて）閲覧に供することも差し支えない。）。

いずれの場合にあっても、行政機関がその保有する処理装置及び既存のプログラムにより行うことができない場合及び不開示情報と開示情報とを容易に分離し得ない場合には、対応する必要はない。

写しの交付（「ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに複写したものの交付」）は、電磁的記録の不開示部分の電子的被覆が解除され、復元、判読されるおそれがあることから行わないこととする（不開示情報を除くために電磁的記録をプリントアウトして黒塗り等の被覆を行い、これをスキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する場合、政令別表七の項ホ～ルの「ファイル」の数は、元の電磁的記録のファイルの数となる。）。

ク　大型汎用コンピュータ等の電磁的記録

上記の一般的な電磁的記録と同様の方法を採ることとなり、その場合に行政機関が保有する既存のプログラムにより行うことができない場合及び不開示情報と開示情報とを容易に分離し得ない場合には対応する必要がないことも同様であるが、更に行政機関がその保有する処理装置で対応できない方法を採る必要もない（対応できない種別の磁気テープカートリッジにデータを複写して交付する必要もない。）。

ケ　映画フィルム

部分開示を閲覧（専用機器により映写したものの視聴）の方法により行う場合、映画フィルムの一コマ単位で不開示部分を被覆して専用機器により映写することは不可能であるので、当該映画フィルムを専門業者に外注してビデオカセットテープ（記録時間120分のＶＨＳ方式）に複写し、当該複写されたものを閲覧に供することになる。

その際に、不開示情報が写されている部分までも複写されないように留意する必要があり、かつ、不開示情報の範囲が不明とならないようにも配意する必要がある。

写しの交付についても同様である。

コ　スライド（音声付きのもの）

部分開示を閲覧の方法（専用機器により再生したものの視聴）により行う場合、スライド部分と音声部分とが同期をとって再生されなければ意味を有

しないので、一般的に、原本を閲覧に供することは不可能である。
したがって、当該スライド（音声付き）を専門業者に外注してビデオカセットテープ（記録時間120分のＶＨＳ方式）に複写し、当該複写されたものを閲覧に供することになる。
その際に、不開示情報が写されている部分までも複写されないように留意する必要があり、かつ、不開示情報の範囲が不明とならないようにも配意する必要がある。
写しの交付についても同様である。

(8)　開示に当たっての留意事項
総務課は、行政文書の開示を受ける者が、当該行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(9)　指定日時以外の行政文書の開示
行政文書の開示を受ける者があらかじめ調整した日時に来庁しなかった場合は、総務課において、開示請求者と調整の上、改めて日時を指定し、その旨を書面により通知するものとする。

(10)　送付による写しの交付
ア　送付による写しの交付の手続
送付により写しの交付を行う場合は、行政文書の開示を受ける者から、求める開示の実施の方法に対応した開示実施手数料及び送付に要する費用が、政令第13条第３項及び同条第４項に規定する総務省令で定める方法により納付されたことを総務課が確認した後、主管課等において対象行政文書の写しを作成して総務課に提出し、総務課においてこれを行政文書の開示を受ける者に送付するものとする。
イ　開示実施手数料及び送付に要する費用のの催告等
送付による写しの交付を希望し、相当の期間内に開示実施手数料及び送付に要する費用の納付がない場合は、総務課において、相当の期間を定め、開示請求者に納付の催告を行うものとする（開示請求者がこの催告に応じない場合は、書面により開示の日時及び場所を指定して再度催告を行う。）。

第８　手数料等

１　手数料の納付方法
手数料の納付は、開示請求書等に収入印紙を貼付することにより行う。

２　手数料の額及びその計算の方法

(1)　開示請求手数料

行政文書１件につき300円であり、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を１件の行政文書とみなすので、この場合にも300円となる（政令第13条）。

別々の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の間において「相互に密接な関連」を有するかどうかについては、各行政機関の長が客観的に判断することとされているが、他の課等が保存しているもので共同作業に係るものでないもの、年度を異ならせるもので年度をまたがった継続案件でないもの等は、一般的には、相互に密接な関連を有しているとはいえないと考えられる。

(2)　開示実施手数料

ア　開示実施手数料の額は、政令第13条第１項第２号ただし書により、政令別表により算出した額から最高300円を減じた額であり、当該算出した額が300円以下の場合には、無料となることに留意する。

イ　また、この控除措置については、一の開示請求につき300円を限度になされるものであり、相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求が一の開示請求書によって行われた場合、開示を受ける行政文書が複数であっても、初回の複数の行政文書に係る開示の実施及び更なる開示の実施を含めて、１件の行政文書とみなしてそれぞれの基本額の合計額について300円の控除措置を行うものである。

ウ　更なる開示の申出がなされたときは、総務課において、開示請求者に対して、初回の開示の実施の際の開示実施手数料と更なる開示の際の開示実施手数料を合算した額から300円を控除する旨を説明する。

エ　相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求が一の開示請求書により行われた場合であって、当該開示請求事案の一部又は全部が他の行政機関の長に移送され、複数の行政機関において開示が実施されることとなるときは、第５の３(6)により、開示決定が早く行われた行政文書について300円の控除措置を適用し、なお控除可能残額がある場合には、次に開示決定が行われた行政文書について、控除可能残額の調整を行うことになり、関係行政機関の長は相互に連絡を取り合う必要があるが、開示請求を受けた行政機関の長が中心になって控除に関する必要な調整措置を講ずるものとされている。

なお、審査請求又は裁判の結果、開示決定等処分を取り消して、改めて開示決定等を行った場合には、従前に開示を実施しているときは、従前の開示を前提として、判決等により新たに開示すべきこととなった部分について開示を実施する義務を有することから、当初開示を行った部分のうち、変更・

取消しにより変動がない部分については当初の開示を有効とし、変更・取消しがあった部分については、改めて開示実施方法等申出書の提出を受けて開示を実施することとなる。

３　過誤納の手続

(1)　手数料が未納の場合

開示請求手数料又は開示実施手数料が納付されていない場合には、総務課において、開示請求者又は開示を受ける者に連絡を取り、原則として、開示請求書又は開示実施方法等申出書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付する等の手続を求める。

この場合、提出された開示請求書又は開示実施方法等申出書の返戻については、開示請求者又は開示の実施の申出者（納付義務者）が確認できるような追納であれば、行わないものとする。

(2)　手数料が不足している場合

開示実施手数料又は開示実施手数料が不足している場合には、(1)と同様の手続により、開示請求者又は開示を受ける者に連絡を取り、不足額を追納するよう求める。

(3)　手数料が過誤納である場合

開示請求手数料又は開示実施手数料が過納された場合は、総務課において、開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり、正しい手数料を納付するよう求めるものとし、開示請求書に貼付された収入印紙の額又は開示実施方法等申出書に貼付された収入印紙の額が過納された場合には、総務課において、原則として、印紙を消印する前に、開示請求者又は開示を受ける者に連絡を取った上で、当該開示請求者等に開示請求書等を返戻し、正しい額の収入印紙を貼付の上、開示請求又は開示の実施の申出をするよう求める。

なお、この場合、当該請求に係る手数料分は既に納付されたものと解されることから、請求等を受け付けた段階から審査手続等を行うこととする。

消印後であれば、総務課において開示請求者又は開示を受ける者に連絡を取り、過納額について還付請求をするよう求める。

(4)　既納手数料の取扱い

正当な手続により既に納付された手数料については、(3)の過誤納の場合を除き、返還しない。

したがって、開示請求を受け付けた後に請求の取下げがあった場合、開示の実施の申出を受け付けた後に取下げがあった場合又は開示の実施を受けな

い場合には、既納の手数料は、返還しないものとする。

(5)　送付用郵便切手等の取扱い

行政文書の写しの送付を求める場合には、送付に要する費用を原則、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票等で納付することとされている。郵便切手等の額が必要額よりも少なかった場合は、総務課において、行政文書の開示を受ける者に連絡し、不足分を追加で納付するよう求める。

また、必要額よりも多い額の郵便切手等が送付されてきた場合は、送付されてきた郵便切手等が複数枚で、かつ、当該写しを送付するために必要となる郵送料と同額に分離できる場合は分離して、余分は行政文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合はそのまま使用する。

4　開示実施手数料の減額又は免除

(1)　経済的困難を理由とする場合の申請による減額又は免除

ア　行政文書の開示を受ける者が開示実施手数料の減額又は免除を請求する場合は、開示実施方法等申出書又は行政文書の更なる開示の申出書を提出する際に、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」（別記様式第15号）及び添付書類として、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていることを理由とする場合にあってはその事実を証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあってはその事実を証明する書面を提出することにより行う。

その他の事実を証明する書面としては、同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税非課税である旨を明らかにできる書面又はハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条による援護を受けている旨を明らかにできる書面等が考えられる。

なお、行政文書の更なる開示の申出書を提出する際の添付書類については、初回の開示実施方法等申出書の提出の際に既に確認済みである場合には、省略することができるものとする。

イ　行政文書の開示を受ける者が経済的に困難な状態にあるかどうかについては、申請書に添付された政令第14条第３項の生活保護法に基づく扶助を受けていることを証明する書面等に基づき総務課長が判断を行う。

ウ　総務課長は、減額又は免除の事由に該当すると認めたときは、「開示実施手数料の減額（免除）決定通知書」（別記様式第16号）により行政文書の開示を受ける者に通知するものとする。このとき、開示請求１件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額又は免除することができる。

なお、更なる開示を行う場合については、初回の開示分の開示実施手数

料と合算した上で、あわせて2,000円を限度として減額又は免除を行うものとする。

エ　減額又は免除の事由に該当しないときは、「開示実施手数料の減額（免除）について」（別記様式第17号）により行政文書の開示を受ける者に通知するものとする。

(2)　一般に周知させることが適当な場合における減額又は免除

政令第14条第４項に基づき、開示決定に係る行政文書について、開示請求者だけでなく、何人にも周知することが特定の施策目的の達成に寄与する場合、法第５条第１号ロ若しくは同条第２号ただし書又は同法第７条の規定の適用により開示しようとする場合など、公益上の理由で開示しようとする場合であって、一般に周知することが適当と認められるときは、主管課等の長は、開示実施手数料を減額又は免除することができる。

なお、本決定を行った場合には、その旨を行政文書開示決定通知書に記載するものとする（第６の５(1)イ(ｳ)b参照）。

第９　その他

１　総務課長は、この要綱の手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。

２　開示請求の事務処理等に当たっては、この要綱のほか、「情報公開法　逐条解説」（総務省行政管理局）を適宜参照すること。

国家公安委員会・警察庁における
情　報　公　開　法　審　査　基　準

平　成　１　８　年　３　月
令和４年４月１日一部改正
国家公安委員会・警察庁

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、国民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。この審査基準は、こうした観点から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づき国家公安委員会及び警察庁が行う行政文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき法の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、法の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、この審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第１　基本事項

１　開示・不開示の基本的考え方

法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、法第５条の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（法第７条）。

２　不開示情報の取扱い

法は、第５条で、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の行政機関の長の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。法では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、第７条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不

開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（第６条）の問題である。

3　不開示情報の類型

法第５条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第１号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、法第５条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4　法第５条各号の「公にすること」

法第５条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、第５条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5　不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第２　不開示情報

1　法第５条第１号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

［法令の定め］

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別す

ることができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[法令の解釈]

1-1　特定の個人を識別することができる情報（本文）

1-1-1 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

1-1-2 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

1-1-3 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」ことから、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるも

のについても、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

1-1-4 厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

1-1-5 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当すると考えられる。

1-2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）

1-2-1 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

1-2-2 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

1-2-3 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

1-2-4 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

1-3　「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第７条）により図られる。

1-4　「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

1-4-1「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

1-4-2 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

1-4-3 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

1-4-4 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、第1号ハとともに、イが重畳的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

1-5 本人からの開示請求

法は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、第1号イからハ又は公益上の理由による裁量的開示（法第7条）に該当しない限り、不開示とする。

[運用の基準・具体例]

1-6 警察職員の氏名の取扱い

警察庁における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員である。警察庁が保有する行政文書に記載されている都道府県警察の職員の氏名については、当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど法第5条第4号に該当する場合は、不開示とする。

1-7 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

1-7-1 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

ア　警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

1-7-2 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

ア　警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ　被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

1-7-3 上記1-7-1 及び1-7-2 のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

１の２　法第５条第１号の２（行政機関等匿名加工情報）に基づき不開示とする情報の基準

[法令の定め]

一の二　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第60条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

[法令の解釈]

1の2-1　行政機関等匿名加工情報

本号における「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報のうち、同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものをいう。

1の2-2　個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第１条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）第２条から第４条までに定めるとおりである。

2　法第５条第２号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[法令の定め]

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

[法令の解釈]

2-1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」（本文）

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。（ただし、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

2-2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

第２号ただし書は、第１号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

2-3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）

2-3-1 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

2-3-2 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

2-4 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（ロ）

2-4-1 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で

提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

2-4-2 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

2-4-3 「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

2-4-4 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、第１号には当たらない。

[運用の基準・具体例]

2-5 第２号イ関係

2-5-1 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示する。

2-5-2 入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、第２号イに該当し不開示とする。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、第２号イに該当し不開示とする。（なお、重畳的に法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

2-6 第２号ロ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、第２号ロに該当し不開示とする。（なお、重畳的に法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

3　法第５条第３号（国の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[法令の定め]

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

[法令の解釈]

3-1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

3-2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

3-3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

[運用の基準・具体例]

3-4 国際機関又は外国捜査機関等から取得した文書等

3-4-1 警察庁が国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）から取得した文書で、ＩＣＰＯにより

公開不可として分類又は指定されているものについては、開示するとＩＣＰＯとの信頼関係が損なわれるおそれがあることから、第３号に該当し不開示とする。

3-4-2 警察庁が国際機関又は外国捜査機関・情報機関から取得した情報で、外国の捜査等の活動上秘密とされるもの又は当該国際機関等との交渉上秘密とされるものについては、開示すると当該国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、第３号に該当し不開示となる（なお、重畳的に法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）。

3-4-3 警察庁が国際機関又は外国捜査機関・情報機関との交渉の過程で作成した文書で、外国の捜査等の活動上秘密とされるもの又は当該国際機関等との交渉上秘密とされるもので、開示すると当該国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれ又は当該国際機関等との交渉上不利益を被るおそれがある場合には、第３号に該当し不開示とする。また、交渉の過程で作成した文書のほか、警察庁が作成した文書で、国際機関等に関する記述があり、開示すると当該国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがある場合も、第３号に該当し不開示とする。（なお、重畳的に法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

4　法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[法令の定め]

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

[法令の解釈]

4-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

4-1-1 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防 犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第４号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起さ

れた公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第4号に該当する。

4-1-2 ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第4号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、第4号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第4号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

4-2 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、第4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

［運用の基準・具体例］

4-3 国家公安委員会及び警察庁の保有する情報の中で第４号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

オ　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

キ　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

ク　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

4-4 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記4-1-2のとおり第４号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第４号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第４号に該当し、不開示とする。

4-5 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配

置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第4号に該当し不開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

5　法第5条第5号（審議、検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[法令の定め]

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[法令の解釈]

5-1 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

5-2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可

能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

5-3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

5-4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、5-3 と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

5-5 「不当に」

上記5-3、5-4及び5-5のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

5-6 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、第５号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後で

あっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して第５号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、第５号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に第５号に該当する可能性が低いものと考えられる。

6　法第５条第６号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

［法令の定め］

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

［法令の解釈］

6-1 第６号の趣旨

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

6-2 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本文）

6-2-1 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

6-2-2 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

6-2-3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

6-3 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（イ）

6-3-1 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

6-3-2 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

6-4 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ）

6-4-1 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

6-4-2 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報に

ついては、不開示とするものである。

6-5 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（ハ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

6-6 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（ニ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

6-7 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（ホ）

国若しくは地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第２条第１号の国営企業及び地方公営企業法第２条の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第２号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第２号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

[運用の基準・具体例]

第６号に該当する代表的な情報の例は、上記6-3から6-7に記載されているとおりであるが、国家公安委員会及び警察庁において特記すべきものとしては、次のものがある。

6-8 試験問題

警察大学校・管区警察学校における試験問題、皇宮警察本部における昇任試験問題等については、実施前は不開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、不開示とする（なお、試験問題の内容によっては、法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合もある。）。

6-9 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、第６号に該当し不開示とする。

第３　部分開示

[法令の定め]

第６条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[法令の解釈]

１　不開示情報が記録されている場合の部分開示（第１項）

1-1 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第５条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、法第５条では行政文書に

全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

1-2 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

1-3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示され

ることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

1-4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、第6条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

2-1 「開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

2-2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

2-3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第4　行政文書の存否に関する情報についての基準

[法令の定め]

第8条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[法令の解釈]

第8条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、行政機関の長は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第9条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、法第5条各

号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

米国の情報自由法（ＦＯＩＡ）の実務において、グローマー拒否（Glomar denials）と呼ばれているものである。

1　「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第５条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

① 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第１号）
② 特定の個人の病歴に関する情報（第１号）
③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第２号）
④ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第３号）
⑤ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第４号）
⑥ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第４号）
⑦ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第５号）
⑧ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第６号）

2　「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第８条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるか

をできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

第５　代表的な文書類型ごとの基準

１　国家公安委員会会議録

国家公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に法第５条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示とする。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

ア　捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（法第５条第４号）

イ　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（法第５条第４号）

ウ　委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の国家公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（法第５条第５号）

２　会計支出文書等

2-1 共通事項

2-1-1 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、この審査基準第２、１（法第５条第１号関係）によるほか、次による。

(1) 慣行として公にされる職員の氏名（この審査基準第２、1-6 参照）を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示とする。

(2) 債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されるＡＤＡＭＳ（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）は、当該職員に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であることから、不開示とする。

2-1-2 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、この審査基準第２、２（法第５条第２号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められ

るものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

○　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）

○　捜査支援システムの開発・器材を発注している業者

○　特殊な装備の納入業者

2-2 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（法第５条第４号）がないと認められるものは、開示する。ただし、法第５条第１号（個人に関する情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（活動旅費、職員旅費等）の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

2-3 捜査費

2-3-1 個別の執行に係るもの

警察庁における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて不開示（警察庁職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

2-3-2 捜査費支出額に係るもの

(1) 警察庁における所属別捜査費支出額（月別・年別）については、開示する。

(2) 都道府県警察ごとの国費捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示する。

2-4 会議費

(1) 会議費の支出に関する文書については、個人に関する情報（警察庁職員氏名、懇談会の相手方等）を除いて、原則として開示する。

定期的な全国会議開催に伴う会議費の執行に関する文書については、原則として開示する。

(2) (1) の例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う会議費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分を不開示とする。

不開示とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とする場合がある。

2-5 入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、法第５条第６号（事務又は事業に関する情報）に該当し、不開示とする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年３月９日閣議決定）」により公表するものについては、開示する。

2-6 職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。ただし、市区町村名までは開示する。

3　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

3-1 基本的考え方

警察庁及び都道府県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示とする。

3-2 警察庁の職員数に関する情報

警察庁の局部別の定員、課別の配置基準人員に係る情報は、開示する。

3-3 警察庁が保有する都道府県警察の職員数に関する情報

警察庁が保有する都道府県警察職員の定員等に係る情報（都道府県警察別の定員・現在員、都道府県警察別の階級別定員及び部門別配置基準）は、開示する。

4　都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報）

4-1 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に

支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる（第４、１⑤参照）。

4-2 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

4-2-1 個人情報について

この審査基準第２、１（法第５条第１号（個人に関する情報）関係）２、４－３、ウ（法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）関係）等に従って対応する。

4-2-2 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、法第５条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

① 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

② 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

③ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

5-1 情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、法第５条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。（なお、重畳的に法第５条第６号（事務又は事業に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

6 「訴訟に関する書類」について

6-1 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第７条により、刑事訴訟法第53条の２が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

情報公開法の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

6-2 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開法の適用除外となる。

6-3 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、情報公開法の適用除外となる。

6-4 行政文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開法の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、情報公開法の適用対象となる。